

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく事務手続に関する規程

(制定：令和5年2月17日 和歌山県公安委員会規程第2号)

探偵業の業務の適正化に関する法律関係事務取扱規程（平成19年和歌山県公安委員会規程第9号）の全部を改正する。

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく事務手続に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に定める和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う事務の手続について定めることを目的とする。

(報告又は資料の提出要求)

第2条 法第13条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料の提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第3条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第2号）のとおりとする。

(不利益処分のお知らせ)

第4条 法第14条の規定による指示（以下「指示」という。）は、探偵業者に対して指示書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 法第15条第1項の規定による営業停止命令（以下「営業停止命令」という。）は、探偵業者に対して営業停止命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 法第15条第2項の規定による営業廃止命令（以下「営業廃止命令」という。）は、探偵業者に対して営業廃止命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

(処分の公表)

第5条 指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行ったときは、探偵業者不利益処分票（別記様式第6号）を公安委員会ホームページに掲載するとともに和歌山県警察情報公開コーナーに備え付けて公表するものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとする。

2 前項に規定する公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

3 前2項の規定は、他の都道府県公安委員会から当該都道府県公安委員会が命じた営業停止に関する通知を受けた場合について準用する。

(他の都道府県公安委員会への通報等)

第6条 探偵業者に対し指示又は営業停止命令を行う必要があると認められる事案を認知した場合において、当該事案に係る営業所が他の都道府県公安委員会の管内に所在するときは、当該都道府県公安委員会に対して、不利益処分該当事案通報書（別記様式第7号）により通報するものとする。

2 管内に営業所が所在する探偵業者に対して営業停止命令を行った場合において、当該探偵業者の主たる営業所が他の都道府県公安委員会に所在するときは、当該都道府県公安委員会に対して、営業（停止・廃止）命令実施通知書（別記様式第8号）により当該

処分内容等を通知するものとする。

- 3 管内に営業所が所在しない探偵業者に対して営業廃止命令を行った場合は、当該探偵業者の営業所の所在地を管轄する全ての都道府県公安委員会に対して、営業（停止・廃止）命令実施通知書により当該処分内容等を通知するものとする。

（本部長への委任）

第7条 法の施行に必要な手続等の細部的事項については、この規程に定めるもののほか本部長が別に定める。

（別記様式省略）